

鹿児島県知事に対して、川内原発の運転延長については、原発から 30 キロ圏自治体の意見を十分に尊重し同意を得ることを求める請願

【請願趣旨】

福島原発事故後に原発を運転することができる期間を 40 年とする法律が国会で全会一致で採択され、現在もこの部分に変更されていません。

九州電力は昨年 10 月 12 日、20 年間の運転延長を原子力規制委員会に申請し、今年の 11 月 1 日に認可を受けました。

規制委員会での運転延長の審査内容は劣化状態の確認と 60 年までの予測だけの限定的なものであり、火山、避難計画など検討対象外のものがあります。

特に問題なのは、耐震性確保の前提となる基準地震動が大きくなったにも関わらず、それによる耐震性の確認も、安全対策工事も終えないまま運転延長に入ろうとしていることです。

九電が 11 月 2 日の規制委員会の意見聴取会に提出した資料では、安全対策工事の終了を 2029 年末としています。

意見聴取会で九電は「川内は、水平方向で最大 5 割程度、鉛直で最大 7 割程度の地震動の増加となっていますが、許認可手続を伴わない補強工事により耐震安全性を満足する見通しです」と発言しています。

新知見に基づいて安全規制に反映させるという「バックフィット」による新たな基準地震動策定です。しかし運転期間が 40 年を超える原発で、確定した基準地震動で耐震性の確認も安全対策工事も終えないまま運転延長を認めるのは、規制の役目をきちんと果たしていないと思います。

2014 年 9 月に本市議会は「いちき串木野市を地元を含め、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られるよう強く求める」との知事宛ての意見書を採択しています。

運転延長について、安全協定に書かれていないので地元同意の権限がないというのは、大事故が起これば被ばくし、避難し、二度と帰れなくなる可能性のある住民にとっては理解できません。

いちき串木野市議会におかれましては、請願趣旨をご理解いただき、下記要請事項が速やかに行われますよう、知事へ意見書を提出していただきますようお願いいたします。

記

鹿児島県知事に対して、川内原発の運転延長については、原発から 30 キロ圏に含まれるいちき串木野市を地元を含め、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られるよう強く求めること。

令和 5 年 11 月 22 日

| | | |
|------|----|------------------|
| 請願者 | 住所 | いちき串木野市大里 4001-3 |
| | 氏名 | 石 神 齊 也 |
| 紹介議員 | 氏名 | 高 木 章 次 |